

利用申込みに関するQ&A

Q 応募資格に「2組以上の家族またはグループでの共同利用が出来ること」とありますが、連名で申し込んだ2組以上の家族などが必ず利用しなければなりませんか。

A 具体的には、代表者の家族以外にお子さんの家族、親戚、友人、職場の仲間、趣味のグループなどで利用していただきたいと考えています。

これは一人でも多くのかたに妙高市を訪れていただき、その魅力を知ってほしい、できるだけ長期間滞在し、田舎暮らしを楽しみながら地域との交流を深めてほしい、と願って設けたものです。また、共同利用してもらうことで、行き届いた農園管理ができると考えています。

したがって、申込は2組以上の家族などでしてください。しかし、実態としては、原則として月に4日以上滞在し、良好な農園管理をしていただければ、みなさんが必ず利用しなければならないものではありません。

Q 「市民農園の年間活動プログラム」とは

A 栽培講習会や納涼大会、収穫祭などのほか、妙高の魅力を活かした催しを行なう予定です。これらを通じて利用者同士や地域住民との交流を深め、より充実した農園生活を送っていただきたいと考えています。

Q 「管理運営に関する規定」とは、どのようなものですか・

A 市や管理運営主体が定める取り決めごとです。良好な農園管理をすること、故意による施設

の損傷は原状復帰すること、利用権は譲渡しないことなどといった内容で、特別厳しいものではありません。

Q 利用者組織のようなものは、ないのですか。

A 市では、全区画の利用者で町内会(自治会)のような組織をつくり、利用者同士の交流や情報交換を行ったり、管理運営主体と連携して交流イベントを企画運営するなど、より充実した農園生活を送っていただければと考えています。詳細については、利用者のみなさんと検討していきたいと考えています。

Q 利用料金以外に、どのような費用がかかりますか。

A ラウベを利用するにはプロパンガス、上下水道、電気などの使用料がかかります。テレビや冷蔵庫、洗濯機、冷暖房機、電話機(携帯電話の利用は可能)を設置する場合は、ご自分で購入していただくこととなります。また、解約されるときは原状復帰が原則ですので、修繕費などかかる場合があります。

そのほか、利用者組織が設立された場合には、その会費が必要です。

Q 冬季も利用できるのですか、また、冬季の維持管理は。

A 冬季も、スキーや温泉など、冬の妙高を楽しむ拠点として利用いただけます。大洞原地区は例年でも2.5mほどの積雪がある地区ですので、施設利用に必要な除雪(幹線道路の除雪など)は、道路除雪計画に基づき市が行ないます。また、ラウベの破損や倒壊を防止す

るための除雪は管理運営主体が行ないます。
滞在期間中の日常的な除雪(出入口の確保など)はご自分で行なっていただくこととなります。なお、それができない場合は、有料で管理運営主体が除雪します。

Q 農作業用具は貸してもらえますか。

A 小型耕運機や草刈機は、管理運営主体が有料でお貸しする予定です。鍬やスコップなどの農作業用具は、ご自分で準備していただくこととなります。

Q 希望の区画を申し込むことはできませんか。

A できません。区画位置は、利用者を決定した後、希望をお聞きして決定します。希望が重なった場合は抽選とさせていただきます。

Q インターネットを使いたいのですが。

A ラウベには電話回線がありますので、インターネットを利用することができます。利用手続きは、ご自分で行ってください。

Q 有機栽培をしたいのですが。

A 当施設のある大洞原地区には、酪農家が3軒あります。地元農家も、その有機肥料を使ってトマトやトウモロコシなどを栽培しています。

利用者も地元農家から有機肥料を購入することができます。また、地元農家が育てた野菜苗を購入することもできます。

Q 都合により農園に行けない場合や野菜づくりがわからな場合は、どうしたらよいでしょうか。

A 利用者が責任を持って区画内を管理していただくことが原則です。

しかし、困った場合は、地元農家などで組織

する「田舎暮らし応援隊」が利用者のサポートをします。(一部有料のものもあります)

Q 継続利用は5年が限度となつていますが、それ以降も利用できますか。

A 法令により「最長5年まで」と制限されています。それ以降も利用したい場合は、あらかじめ申請書類を提出していただき、他の応募者と同じように選考させていただくこととなります。

Q クラインガルテン妙高に住所を置くことはできますか。

A 「住宅」ではありませんので、住所を置くことはできません。

現在、定住を希望されるかたに空き家や売地に関する情報を提供する仕組みづくりを進めているところです。